

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                 |
|-------|----------------------|
| 7     | 障害者手帳交付等システム 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、障害者手帳交付等システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

奈良県知事

## 公表日

令和5年3月31日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務       |  |
|----------------------------|--|
| ①事務の名称                     | ①身体障害者手帳の交付に関する事務<br>②療育手帳交付に関する事務   |
| ②事務の概要                     | <p>■身体障害者手帳の交付に関する事務</p> <p>【概要】<br/>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき、同法で定める身体上の障害があるものに対して身体障害者手帳を交付し、身体障害者手帳交付台帳を作成する等の交付に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】<br/>①身体障害者手帳交付申請書の受理、審査、手帳の発行<br/>②診断内容に疑義があるものに対して、医師照会、審査部会への諮問<br/>③身体障害者手帳の返還届の受理<br/>④氏名及び居住地の変更、転入転出の届出の受理<br/>⑤身体障害者手帳の紛失・破損等による再交付</p> <p>■療育手帳交付に関する事務</p> <p>【概要】<br/>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定されたものに対して療育手帳を交付し、療育手帳交付台帳を作成する等の交付に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】<br/>①療育手帳交付申請書の受理、審査、手帳の発行、交付台帳の作成<br/>②療育手帳の返還届の受理<br/>③氏名及び居住地の変更、転入転出の届出の受理<br/>④療育手帳の紛失・破損等による再交付</p> |
| ③システムの名称                   | 障害者手帳交付等システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名             |  |
| 身体障害者手帳情報ファイル、療育手帳交付情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用                 |  |
| 法令上の根拠                     | ・番号法第9条第1項 別表第一の7項、11項、33の3項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第11条、第24条の5   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携   |  |
| ①実施の有無                     | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                    | <p>[提供側]<br/>・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項<br/>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第3号イ、第21条第2号イ、同条第5号イ、第22条第1号イ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第1号二、同条第3号二、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、同条第2号、第53条第1号ハ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号ト、同条第2号から第5号まで、同条第6号ト、同条第8号から第12号まで</p> <p>[照会側]<br/>・照会は行わない</p>                                 |
| 5. 評価実施機関における担当部署          |  |
| ①部署                        | 奈良県福祉医療部障害福祉課  |
| ②所属長の役職名                   | 障害福祉課長   |
| 6. 他の評価実施機関                |  |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| —                               |  |
| <b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>   |  |
| 請求先                             | 総務部法務文書課県政情報公開係<br>〒630-8501 奈良市登大路町30番地<br>TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323            |
| <b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b> |  |
| 連絡先                             | 奈良県福祉医療部障害福祉課 社会参加・障害理解促進係<br>〒630-8501 奈良市登大路町30番地<br>TEL:0742-27-8922 FAX:0742-22-1814 |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年2月1日 時点     |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年2月1日 時点     |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|   |                              |  |
|---|------------------------------|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                      |                              |  |
| [ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]  |                              | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。  |                              |  |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                     |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |                              |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                   | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                              |                              |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ O ]提供・移転しない |                              |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ O ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |                              |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| <b>8. 監査</b>  |                              |  |
| 実施の有無   | [ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |                              |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない          |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|------------|---|---|---|------|---|
| 平成29年7月27日 | I 基本情報 4. 情報提供<br>ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | [提供側]<br>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ハ及び同条第2号ハ<br>※番号法第19条第7号 別表第二の116の項に係る主務省令は未制定 | [提供側]<br>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ハ、同条第2号ハ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号から第2号まで、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ及び第59条の2第1号へ | 事後   | 根拠法令改正による修正<br>(法令等の改正による条項等の形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事後に報告) |
| 平成29年7月27日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長               | 障害福祉課長 有本 昌弘  | 障害福祉課長 柳原 章二  | 事後   | 人事異動による修正<br>(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)       |
| 平成31年3月8日  | IV リスク対策                                    |   | 「リスク対策」に関する記載を追加  | 事後   | 特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更                                |
| 平成31年3月8日  | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名           | 障害福祉課長 柳原 章二  | 障害福祉課長  | 事後   | 特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更                                |
| 平成31年3月8日  | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求               | 総務部総務課県政情報係   | 総務部法務文書課県政情報係   | 事後   | 組織再編による修正   |
| 平成31年3月8日  | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か                | 平成26年3月31日  | 平成30年3月31日  | 事後   | 時点修正  |
| 平成31年3月8日  | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か                | 平成26年3月31日  | 平成31年1月17日  | 事後   | 時点修正  |

| 変更日       | 項目                                      | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                            |
|-----------|---|---|---|------|--------------------------------------|
| 平成31年3月8日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署            | 奈良県健康福祉部障害福祉課   | 奈良県福祉医療部障害福祉課   | 事後   | 組織再編による修正                            |
| 平成31年3月8日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ         | 奈良県健康福祉部障害福祉課   | 奈良県福祉医療部障害福祉課   | 事後   | 組織再編による修正                            |
| 令和2年3月17日 | I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ハ、同条第2号ハ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号から第2号まで、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ及び第59条の2第1号へ</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照会は行わない</li> </ul> | <p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号二、同条第2号ハ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、第42条第1号から第2号まで、第53条第1号ハ、同条第2号ロ、同条第3号イ及び第59条の2第1号へ</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照会は行わない</li> </ul> | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |
| 令和2年3月17日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か            | 平成30年3月30日  | 令和1年12月1日   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |
| 令和2年3月17日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か            | 平成31年1月17日  | 令和1年12月1日   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                            |
|-----------|---|--|---|------|--------------------------------------|
| 令和3年3月19日 | I 関連情報 4. 情報提供<br>ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項及び116の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ハ、同条第2号ハ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号から第2号まで、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ及び第59条の2第1号へ</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>照会は行わない</li> </ul> | <p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ロ、同条第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ハ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号ニ、同条第11号ハ及び第59条の2第1号ト</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>照会は行わない</li> </ul> | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |
| 令和3年3月19日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求               | 総務部法務文書課県政情報係<br>〒630-8501 奈良市登大路町30番地<br>TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323  | 総務部法務文書課県政情報公開係<br>〒630-8501 奈良市登大路町30番地<br>TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |
| 令和3年3月19日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か                | 令和1年12月1日  | 令和3年1月1日  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |
| 令和3年3月19日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か                | 令和1年12月1日  | 令和3年1月1日  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |
| 令和4年3月24日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称          | 身体障害者手帳の交付に関する事務   | ①身体障害者手帳の交付に関する事務<br>②療育手帳交付に関する事務  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |

| 変更日       | 項目                                  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                            |
|-----------|-------------------------------------|---|--|------|--------------------------------------|
| 令和4年3月24日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 | <p>【概要】<br/>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき、同法で定める身体上の障害があるものに対して身体障害者手帳を交付し、身体障害者手帳交付台帳を作成する等の交付に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】<br/>①身体障害者手帳交付申請書の受理、審査、手帳の発行<br/>②診断内容に疑義があるものに対して、医師照会、審査部会への諮問<br/>③身体障害者手帳の返還届の受理<br/>④氏名及び居住地の変更、転入転出の届出の受理<br/>⑤身体障害者手帳の紛失・破損等による再交付</p> | <p>■身体障害者手帳の交付に関する事務<br/>【概要】<br/>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき、同法で定める身体上の障害があるものに対して身体障害者手帳を交付し、身体障害者手帳交付台帳を作成する等の交付に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】<br/>①身体障害者手帳交付申請書の受理、審査、手帳の発行<br/>②診断内容に疑義があるものに対して、医師照会、審査部会への諮問<br/>③身体障害者手帳の返還届の受理<br/>④氏名及び居住地の変更、転入転出の届出の受理<br/>⑤身体障害者手帳の紛失・破損等による再交付</p> <p>■療育手帳交付に関する事務<br/>【概要】<br/>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定されたものに対して療育手帳を交付し、療育手帳交付台帳を作成する等の交付に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】<br/>①療育手帳交付申請書の受理、審査、手帳の発行、交付台帳の作成<br/>②療育手帳の返還届の受理<br/>③氏名及び居住地の変更、転入転出の届出の受理<br/>④療育手帳の紛失・破損等による再交付</p> | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |
| 令和4年3月24日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名               | 身体障害者手帳情報ファイル   | 身体障害者手帳情報ファイル、療育手帳交付情報ファイル   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |
| 令和4年3月24日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠            | ・番号法第9条第1項 別表第一の11項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条  | ・番号法第9条第1項 別表第一の7項、11項、33の3項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条、第11条、第24条の5   | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                            |
|-----------|---|--|---|------|--------------------------------------|
| 令和4年3月24日 | I 関連情報 4. 情報提供<br>ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ロ、同条第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ハ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ及び第59条の2第1号ト</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照会は行わない</li> </ul> | <p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第1号二、同条第3号二、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ハ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号ト、同条第6号ト及び同条第7号から第11号まで</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照会は行わない</li> </ul> | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |
| 令和4年3月24日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か                | 令和3年1月1日   | 令和4年2月1日  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |
| 令和4年3月24日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か                | 令和3年1月1日   | 令和4年2月1日  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |
| 令和5年3月31日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か                | 令和4年2月1日   | 令和5年2月1日  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |
| 令和5年3月31日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か                | 令和4年2月1日   | 令和5年2月1日  | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|-----------|---|---|---|------|---|
| 令和5年3月31日 | I 関連情報 4. 情報提供<br>ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第1号二、同条第3号二、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ハ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号ト、同条第6号ト及び同条第7号から第11号まで</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照会は行わない</li> </ul> | <p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第3号イ、第21条第2号イ、同条第5号イ、第22条第1号イ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第1号二、同条第3号二、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、同条第2号、第53条第1号ハ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号ト、同条第2号から第5号まで、同条第6号ト、同条第8号から第12号まで</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照会は行わない</li> </ul> | 事後   | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告              |
| 令和5年3月31日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ             | 奈良県福祉医療部障害福祉課 社会参加促進係<br>TEL:0742-27-8517   | 奈良県福祉医療部障害福祉課 社会参加・障害理解促進係<br>TEL:0742-27-8922  | 事後   | 組織再編による修正<br>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告 |